

第 31 回士別市農業委員会総会議事録

令和 2 年 12 月 21 日

士別市農業委員会

第31回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月21日（月曜日）
午後 1時30分開会
午後 2時00分閉会

2. 開催場所

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|------|-------|-------------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第3 | 報告第3号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第4 | 報告第4号 | 農地法第3条の3の規定による相続の届出について |
| 日程第5 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第2号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員（25名）

- | | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 2番 | 山下 篤 君 | 3番 | 丹 敬 生 君 |
| 4番 | 湯 浅 悦 子 君 | 5番 | 新 田 康 仁 君 |
| 6番 | 濁 川 強 君 | 8番 | 中 山 義 隆 君 |
| 9番 | 寺 崎 徳 仁 君 | 10番 | 遠 藤 英 俊 君 |
| 11番 | 工 藤 修 一 君 | 12番 | 松 浦 秀 行 君 |
| 13番 | 鈴 木 庄 一 郎 君 | 14番 | 小 野 寺 悦 子 君 |
| 15番 | 植 松 強 君 | 16番 | 沼 舘 初 男 君 |
| 17番 | 佐 久 間 弘 美 君 | 18番 | 森 野 良 次 君 |
| 19番 | 松 井 薫 君 | 20番 | 大 崎 陽 司 君 |
| 21番 | 菊 地 義 昌 君 | 22番 | 上 野 浩 二 君 |
| 23番 | 栗 本 勝 君 | 24番 | 村 上 幸 博 君 |
| 25番 | 五 十 嵐 浩 幸 君 | 26番 | 岡 崎 京 子 君 |
| 27番 | 飛 世 薫 君 | | |

出席説明員（5名）

- | | |
|-------|-----------|
| 事務局長 | 藪 中 晃 宏 君 |
| 総務課長 | 林 秀 忠 君 |
| 総務課主査 | 小 林 泉 君 |

総務課主事 古 閑 俊 祐 君
総務課事務員 佐々木 滯 君

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（飛世 薫君）

第31回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は25名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、8番 中山委員、9番 寺崎委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（藪中晃宏君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「保科委員」「柳委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（飛世 薫君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外45件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号33番について、丹委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業

経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外9件の再認定、1件の変更認定の通知がありました。

なお、累計は、先月比 増減無しの 475件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第3、報告第3号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主事（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外2件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第4、報告第4号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●外1件より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下土別町43・44・45・46線東、武徳町43線東、地番、●●●●外20筆、地目、田・畑、面積300,547㎡、契約の内容は使用貸借であり、経営移譲により借り受けるものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第6、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主事（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町（14線西）、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積43,572㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町（10線西）、地番、●●●●外5筆、地目、田・畑、面積74,251㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（35線東）、地番、●●●●外10筆、地目、田・畑、面積43,447㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（36・38東）、地番、●●●●外10筆、地目、田、面積51,742㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、

隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(36線東)、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積4,491㎡、対価、贈与のため無償、理由については、隣接地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(34・35線西)、地番、●●●●外12筆、地目、田・畑、面積34,629㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(33線東)、地番、●●●●、地目、田、面積12,496㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(30線西)、地番、●●●●外14筆、地目、田・畑・用悪水路、面積60,775㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円、用悪水路●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(30線西)、地番、●●●●、地目、田、面積11,669㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(30線西)、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積44,782㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号11番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(32線西)、地番、●●●●、地目、田、面積21,787㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号12番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積24,176㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号13番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(43線東)、地番、●●●●外8筆、地目、田・畑、面積138,171.82㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号14番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(42・44東)、地番、●●●●外21筆、地目、田・畑、面積133,893㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号15番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(23・24・25・26南)、地番、●●●●外27筆、地目、田・畑、面積386,789㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号16番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(36線西)、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積20,469㎡、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号17番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(35線西)、地番、●●●●

外 1 筆、地目、田・畑、面積 18,291 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 18 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(34・38・39 西)、地番、●●●●外 17 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 98,516 m²、賃貸料、公社買入価格の 2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 19 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町三栄、地番、●●●●外 26 筆、地目、田・畑、面積 67,887 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、19 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、土別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、15 番について工藤委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 31 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 2 時 00 分 閉会）